

長あ第26号
令和3年4月19日

関係機関等代表者様

鹿児島市すこやか長寿部長
(長寿あんしん課扱い)

「鹿児島市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」実務者会議の開催について(案内)

陽春の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から高齢者虐待防止につきましては、ご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記実務者会議を下記のとおり開催いたしますので、貴団体の虐待防止等に從事されている実務担当者のご出席を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、実務者会議での協議事項がございましたら、FAX又はメールにてご回答くださいますよう併せてお願いいたします。

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 日 時 | 令和3年7月8日(木曜日) 10:00~11:00 |
| 2. 場 所 | 鹿児島市中央公民館 ホール
鹿児島市山下町5番9号 |
| 3. 協議内容 | (1) 令和2年度虐待件数について
(2) 事例検討
(3) その他 |
| 4. 関係機関等 | 別紙のとおり |

※ 5月25日(火曜日)までに出欠表及び実務者会議の協議事項を FAX 又はメールにてご回答ください。

※ ご出席の際は、印鑑(シャチハタ以外)をお持ちください。

※ なお、クールビズでご出席くださいますようお願いいたします。

【連絡先】

鹿児島市 長寿あんしん課

認知症支援係 担当 岩元

TEL: 099-808-2805 FAX: 099-224-1539

E-mail: choujuanshin-nin@city.kagoshima.lg.jp

(送信票不要) 5月25日(火曜日) 〆切

FAX: 224-1539

鹿児島市 長寿あんしん課 担当: 岩元 行き

「鹿児島市高齢者虐待防止ネットワーク協議会」実務者会議の協議事項

1. 高齢者虐待で対応が困難であった事例

2. その他情報共有したい事例

鹿児島市高齢者虐待防止ネットワーク協議会 実務者会議 関係機関等

	区分	団体名	
1	居宅介護サービス事業関係	介護支援専門員協会鹿児島	
2		鹿児島県ホームヘルパー協会	
3		鹿児島市訪問看護ステーション連絡協議会	
4	関係団体	鹿児島市民生委員児童委員協議会	
5		鹿児島県社会福祉士会	
6		成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部	
7		鹿児島県介護福祉士会	
8		鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会	
9		鹿児島県弁護士会	
10		鹿児島市社会福祉協議会	
11		警察	鹿児島中央警察署生活安全課
12			鹿児島西警察署生活安全課
13			鹿児島南警察署生活安全課
14	鹿児島市すこやか長寿部	長寿あんしん課	
15		長寿支援課	
16		介護保険課	
17	鹿児島市福祉部	保護第一課	
18		障害福祉課	
19		伊敷福祉課	
20		吉野福祉課	
21		吉田保健福祉課	
22		桜島保健福祉課	
23		松元保健福祉課	
24		郡山保健福祉課	
25		鹿児島市谷山福祉部	福祉課
26			喜入保健福祉課
27	鹿児島市保健部	保健予防課	
28		保健支援課	
29		北部保健センター	
30		東部保健センター	
31		西部保健センター	
32		中央保健センター	
33		南部保健センター	
34	鹿児島市市民局人権政策部	男女共同参画推進課	
35	地域包括支援センター	鹿児島市地域包括支援センター	
36	相談センターサポーター	鹿児島市障害者基幹相談支援センター	

鹿児島市高齢者虐待防止ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づき、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援（以下「高齢者虐待防止等」という。）の実施に係る機関及び団体の連携を強化するため、鹿児島市高齢者虐待防止ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法に定めるところによる。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関、関係団体及び高齢者の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

2 協議会に代表者会議及び実務者会議を置く。

3 協議会に会長及び副会長を置き、会長は健康福祉局すこやか長寿部長を、副会長は健康福祉局谷山福祉部長をもって充てる。

(代表者会議)

第4条 代表者会議の構成員は、関係機関等のうち会長が指名する者とする。

2 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 高齢者虐待防止等に関わる機関及び団体の連携強化及び連絡調整に関すること。

(2) 高齢者虐待防止等に関する情報の共有及び意見の交換に関すること。

(3) その他高齢者虐待防止等の実施に必要な体制の強化に関すること。

3 代表者会議の会議は、年1回以上開催するものとする。

4 会長は、代表者会議の会議を招集するとともに、その議長を務める。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(実務者会議)

第5条 実務者会議の構成員は、関係機関等のうち会長が指名する者とする。

2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 高齢者虐待の個別ケースに関わる機関及び団体の連携強化及び連絡調整に関すること。

(2) 高齢者虐待の個別ケースに関する情報の共有及び意見の交換に関すること。

(3) その他特に支援が困難な高齢者虐待の個別ケースへの対策に関すること。

(個別ケース検討会議等への参加及び協力)

第6条 関係機関等は、被虐待高齢者等の個別ケースに直接関わりを有している者及び今後関

別表（第3条関係）

鹿児島市高齢者虐待防止ネットワーク協議会を構成する関係機関等

特定非営利活動法人 介護支援専門員協会鹿児島
鹿児島県ホームヘルパー協会の構成員
鹿児島市訪問看護ステーション連絡協議会の構成員
公益社団法人 認知症の人と家族の会鹿児島県支部
鹿児島市老人福祉施設協議会の構成員
鹿児島市老人保健施設連絡協議会の構成員
公益社団法人 鹿児島市医師会
公益社団法人 鹿児島市歯科医師会
公益社団法人 鹿児島県看護協会
社会福祉法人 鹿児島市社会福祉協議会
鹿児島市民生委員児童委員協議会の構成員
公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部
鹿児島県介護福祉士会の構成員
鹿児島県医療ソーシャルワーカー協会の構成員
鹿児島県精神保健福祉士協会の構成員
鹿児島県弁護士会
鹿児島市老人クラブ連合会の構成員
鹿児島人権擁護委員協議会の構成員
鹿児島地方法務局人権擁護課
鹿児島中央警察署生活安全課
鹿児島西警察署生活安全課
鹿児島南警察署生活安全課
鹿児島市地域包括支援センター
鹿児島市障害者基幹相談支援センター
鹿児島市市民局人権政策部
鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部
鹿児島市健康福祉局福祉部
鹿児島市健康福祉局谷山福祉部
鹿児島市健康福祉局保健部